

まめまめ通信

二〇一二年十一月 創刊号



司法書士高橋大治郎事務所から、耳寄りな情報を発信いたします。

まめまめ

無効になったら大変!!

事例から学ぶ遺言書

(その1)

「相続させる」旨の遺言により、遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には「特段の事情」のない限り、その遺言が効力を生じることはない(最判平成23・2・22)。

最高裁は、「遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人(例えば遺言者の長男)が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該「相続さ

せる」旨の遺言に係る条

項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代

襲者(例えば、長男の子供、遺言者から見れば孫)その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはない」として、遺言の効力は生じないとしました。

要するに、「受遺者が遺言者よりも先に死亡している場合には遺言は無効」ということなんです。
当事務所では、そういった事態を回避するため、

遺言作成のサポートをする際、「ただし、〇〇(受遺者)が遺言者より先または同時に死亡したときは、△△に相続させる。」といった文言を予備的に加えた遺言案を作成しております。

せっかくの「遺言書」も、無効になったら大変です。自筆で書かれる場合であっても、専門家にチェックしてもらうことをおすすめいたします。

ちょっとひと息

料理にかけるだけでおいしくなる魔法の油「オリブオイル」。

原料のオリブの実は、秋に収穫されます。

オリブつて、異種間交配で実を結ぶので、違う種類の木を2本以上植えるんですって。



増えてます!!

不動産取引における相続案件

高齢化社会となり、当事務所でも、相続などに関する相談が増えてきておりますが、不動産会社

の方からも、「**売り物件の所有者の方が亡くなって…**」とか、「**地主さんが高齢だけど、大丈夫?**」とかいった相談をよく受けます。

不動産の所有者の方が亡くなっていて、その相続人が不動産取引をしようとする場合、前もって相続登記を完了しておかなければなりません。

相続登記をするにあたり、遺言書がなければ、まず、法定相続によるのか、遺産分割をするのかを検討します。

法定相続の場合、推定相続人全員の共有名義で相続登記をしますが、その場合、**相続人全員が売買契約の当事者**となり、相続人が多いときには、

契約も大変です。

誰か一人の名義にして、売買代金を分けるという方法もありますが、この場合、「贈与税」に注意が必要です。

また、不動産の所有者の方が認知症などにより意思能力が無くなった場合には、**成年後見人の選任**が必要です。

成年後見人を選任しても、居住用不動産が対象のときは、取引自体が難しい場合もあります。

不動産取引に際して、「**他にも相続などに関する未解決問題をなんとかしたい**。」といったお声もよく聞きます。

当事務所では、相続、遺言、生前贈与、成年後見申立など、ワンストップでサポートさせていただきますので、気軽にご相談ください。



意外と大変!!

相続による預貯金などの名義変更・払戻

「相続による預金の名義変更や生命保険の保険金の請求が大変だった。」という声をよくききます。

相続登記を司法書士に頼んで、相続税がかかる場合は申告を税理士に頼むというのが一般的だと思いますが、預貯金などの名義変更や払戻し手続きは、ご自分でされている方が多いと思います。

しかし昨今、**相続人本人が高齢**というケースや、**相続人が被相続人と遠隔地に住んでいて**、手続きが難しいといったケースが多くなっています。

あまり知られていませんが、司法書士は、依頼に基づき、「他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務」を行うことができます。つまり、預

貯金の名義変更などを代理するのは、司法書士の本来業務です。

当事務所でも、もちろんサポートしております。



相談会情報

毎月第3土曜日、当事務所において、「**相続・遺言**

休日相談会」を開催しております(参加費不要)。

「将来のため遺言を書きたい」、「不動産の名義変更をしたい」、「生前贈与について相談したい」、「借金があるので、相続放棄したい。」など、なんでもご相談ください。

時間は、午前10時から午後三時までです。

なお、当日以外でも随時、ご相談受付中です。



高橋事務所に女性スタッフが!!

高橋事務所に待望の女性正社員の角谷さん(行政書士有資格者)が入社しました。

事務所の雰囲気もやわらかくなりましたよ。

先日駅前の「**東天紅**」で歓迎会を開きました。

お酒も少しなら飲めるそうです。

祖父母から孫へのファーストシューズ

編集長の長女も早や一歳一か月になりました。

出産祝いや、誕生日のお祝いに、大きめサイズの靴を何足かいただいていたが、足にぴったり合う靴は持っていませんでした。

娘は、まだ白い歩きなので、初めて履く靴を買う

時期を決めかねていましたが、父母が「**限定のかわいい靴が出たので、それを買いたい。**」としきりに言い出したので、待ち合わせ百貨店に買い物に行くことになりました。

赤ちゃんが初めて履く靴を「**ファーストシューズ**」というそうです。

赤ちゃんの足はどんどん大きくなるので、少しの間しか履けないけど、足に合った、歩きやすい靴を与えてやりたいもの。

店の人にサイズを測ってもらって、ピッタリのものを選ぶことができました。

まだ、家の中でたまに履いているだけですが、娘も靴に入ったのか、ときどき靴を持ち出しています。回して遊んでいます。

おじいちゃん、おばあちゃん、ありがとう。
(編集長 高橋克彰)



司法書士・行政書士・土地家屋調査士
高橋大治郎事務所

所在: 姫路市東延末三丁目18番地
JR 姫路駅から徒歩8分。駐車場有。

お電話でのご相談は、こちら…
フリーダイヤル そうぞく・いごん

0120-339-150

お電話お待ちしております。

WEBなら、「**姫路 相続**」で検索。
兵庫・姫路 相続遺言相談室

こんなお悩みありませんか？

- ◆トラブル防止に遺言を書きたい。
 - ◆不動産の名義変更をしたい。
 - ◆借金があり、相続放棄をしたい。
 - ◆生前贈与の相談をしたい。
- 等々、何でも気軽にご相談ください。

